

## 小山工業高等専門学校情報公開取扱要項

制 定 平成13年4月1日

最終改正 平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この要項において「学科等」とは、専攻科、各学科、図書情報センター、情報科学教育研究センター、ものづくり教育研究センター、地域連携共同開発センター、教育研究技術支援部及び国際交流推進室をいう。

(受付)

第3条 本校が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、小山工業高等専門学校情報公開室(総務課総務係所管)(以下「情報公開室」という。)において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 本校が保有する法人文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に対し、小山工業高等専門学校法人文書管理規程第9条第1項に規定する小山工業高等専門学校法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書(以下「開示請求書」という。)を提出させるとともに、法第17条第2項に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。)第13条の定めを準用し、開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する学科等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 校長は、法人文書の開示、不開示(以下「開示等」という。)を検討するに当たって、必要に応じて小山工業高等専門学校情報公開委員会(以下「情報公開委員会」という。)に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

第5条 校長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 校長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第2号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

- 3 校長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 校長は、法第12条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するときは、別紙第4号様式により当該独立行政法人等に通知するとともに、別紙第5号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 校長は、法第13条第1項の規定により事案を行政機関の長(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第3条に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)に移送するときは、別紙第6号様式により当該行政機関の長に通知するとともに、別紙第7号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 6 校長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第8号様式又は別紙第9号様式により当該第三者に通知しなければならない。この場合、第三者からの意見は別紙第10号様式により聴取するものとする。
- 7 校長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第11号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 8 校長は、開示等の決定をしたときは、別紙第12号様式又は別紙第13号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第6条 校長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第14号様式又は別紙第15号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第16号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- 2 前項の規定により開示を実施するときは、法第17条第2項に規定する開示実施手数料を徴収するものとする。
- 3 法人文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により情報公開室まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する学科等において実施できるものとする。
- 4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

第7条 校長は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開示実施手数料を減額又は免除をすることができる。この場合、必要に応じて情報公開委員会の意見を求めるものとする。

- (1) 法第17条第3項の規定により開示を受ける者から別紙第17号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申出があったとき。
- (2) 法第17条第3項の規定により開示決定に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき。

- 2 校長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第18号様式又は別

紙第19号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第8条 法第12条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案又は行政機関情報公開法第12条の2第2項の規定により行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(異議申立て)

第9条 校長は、開示をしない旨の決定等について異議申立てがあったときは、情報公開委員会の意見を求めるものとする。

2 校長は、法第18条の規定により情報公開審査会に諮問するときは、別紙第20号様式により情報公開審査会に諮問するとともに、別紙第21号様式により異議申立てをした者(以下「異議申立者」という。)に通知しなければならない。

3 校長は、異議申立てに対する決定をしたときは、別紙第22号様式により異議申立者に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。